

共通の視点場から漢詩文「松屋十八景」に詠まれた風景の読み解き

毛利元次選「松屋十八景記」に詠まれた風景を都市空間に展開する試み #1

正会員 ○目山直樹 1*
準会員 村上日向子 2**
会員外 谷本圭司 3***

漢詩文 松屋十八景 毛利元次
視点場 都市景観

1. はじめに

1.1 共通の視点場から漢詩文に詠まれた風景を読み解く試み

本研究は、近世大名、徳山毛利家第3代、毛利元次が命じて、宝永3年(1706)に刊行した『徳山名勝』¹⁾に記載されている「松屋十八景記」に着目し、毛利元次が選んだ十八の徳山の名勝(四字の漢詩文)を、家臣桂方直が文章として記したものをもとに、「風景」として読み解き、都市空間(地図上)に展開することを試みたものである。

1.1 毛利元次の「松屋十八景」の選について

(1) 松屋十八景記(毛利元次選、桂方直作)

谷本の「訳注稿」²⁾によれば、毛利元次が自ら「松屋十八景」を選び、4文字詩の漢詩文をまとめている。さらに家臣の桂方直に命じて、解説文を作成したものが「松屋十八景記(1698年)」である。

(2) 松屋十八景詩(宇都宮遯庵)

毛利元次は岩国領吉川家の儒者、宇都宮遯庵を徳山に招いており、学ぶ機会を持っている。遯庵が元次の選んだ「松屋十八景」に倣い、「松屋十八景詩(1703年)」をまとめている。

(3) 上記2者の詩文の配列の違い

両者は、それぞれに十八景を詠んでいるものの、その配列、順番に若干の差異がある。毛利元次の選を重視し、「松屋十八景記」を今回の題材とした。

1.3 研究の目的

(1) 全体の研究の目的

今回、2報にわたって発表する研究の全体の目的は、「漢詩文」に詠まれた風景を読み解き、平面・立面の二次元で説明・分析し、さらには三次元の都市空間に展開する手法を検討することである。具体的には、以下の項目を検討し、知見を得ることを目的とする。

- 1) 「松屋十八景記」が視点場からの風景を詠んでいることの特異性
- 2) 「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の方角
- 3) 「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の季節
- 4) 「松屋十八景記」の配列に基づく対象物の視線誘導の順序
- 5) 対象物の平面上の位置から見た視点場からの角度の分析と考察
- 6) 対象物の視点場からの高低差や視覚内に入るか否かの分析と考察
- 7) 平面・立面の位置情報にもとづく三次元地図への展開の試み

(2) 本稿、第1報の目的

本稿では、「松屋十八景記」の漢詩文としての特徴を、都市空間を読み解く視点から整理し、画題や詩文の題材に用いられる他の「八景」「十景」と明らかに異なる点を把握する。

「漢詩文」に詠まれた風景には、古来より中国の「瀟湘八景」「西湖十景」にみられ、画題として尊ばれてきた。この影響を受け、わが国でも中世から近世にかけて「近江八景」「金沢八景」などの設定が成されている。近世大名、徳山毛利家の支配地に限っても、後代に澤野文臣による「徳山八景」の画題になった例もみられる。

「松屋十八景記」の他に類例を見ない特徴は、「松屋(徳山屋形、お城の台上)」を「視点場」として、そこから見える領内の風景を詠んでいる点にある。

以上より、本稿の目的は、全体の目的のうち、以下の範囲とする。

- 1) 「松屋十八景記」が共通の視点場からの風景を詠んでいることの特異性について把握する。
- 2) 「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の方角について、特徴を整理する。
- 3) 「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の季節の想定を考察する。
- 4) 「松屋十八景記」の配列に基づく対象物の視線誘導の順序について考察する。

1.4 研究の方法

(1)「松屋十八景記」が視点場からの風景を詠んでいることの特異性の確認

- ・瀟湘八景，西湖十景にみる視点場の多様性を確認する。
- ・松屋十八景の特徴として，共通の視点場から風景を詠んでいることに，類例がみられないことを確認する。

(2)「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の方角の整理と地図上への展開

- ・地図上に，視点場と対象物をプロットする。
- ・視点場から対象物を見る方向を確認する。

(3)「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の季節の把握と地図上への展開

- ・漢詩文の解説をふまえ，4文字詩の季節を読み解く。
- ・対象物の季節と方向の関係性を考察する。

(4)「松屋十八景記」の配列に基づく対象物の視線誘導の順序の整理と地図上への整理

- ・4文字詩の順序に着目し，対象物の配列や季節の変化を整理し，順序に従った視線誘導について考察する。

2. 「西湖十景」にみる多様な視点場の存在

風景を詠んだ「漢詩文^{註1)}」や「絵画」の題材に，中国の古典にみられる「瀟湘八景」と「西湖十景」がある。

(1)「瀟湘八景」「西湖十景」について

「瀟湘八景」は中国の湖南省を流れる二つの河が舞台となり，八通りの風景を詩に詠んだり，画題としたりしている。「西湖十景」も瀟湘八景と同様，西湖を舞台として風光明媚な風景を十通り詩に詠んだり，画題としたりしている。

(2)「近江八景」「金沢八景」について

日本国内においても，江戸時代初期には「近江八景」「金沢八景」が散在し，これらは，前述の中国のものになぞらえて描かれたものといえる。

(3)「西湖十景⁴⁾」とその視点場

ここでは，西湖十景を例に挙げ，地図に詠まれた景色の場所をプロットして確認した。

(表-1，図-1，図-2)

詠まれている場所と個々の景色の関係性を見ると，一つひとつの視点場は風景ごとに異なっており，多様な場所からの眺め(風景)を詠んでいるといえる。

このような特徴は，瀟湘八景でも同様である。個々の景色が風景画として残されている点から，様々な視点場から景を詠んでいることがわかる。

表-1 漢詩文例(西湖十景)⁴⁾より作成

	西湖十景
①	蘇堤春曉
②	曲院風荷
③	平湖秋月
④	断桥残雪
⑤	柳浪聞鶯
⑥	花港觀魚
⑦	雷峰夕照
⑧	双峰挿雲
⑨	南屏晚鐘
⑩	三潭印月



図-1 西湖十景に描かれた地点⁴⁾より作成



図-2 西湖十景の各風景⁴⁾より引用

3. 「松屋十八景記」が視点場からの風景を詠んでいることの特异性

松屋十八景は松屋^{註2)}と呼ばれる御城の中の亭(標高46mと推定)を視点場としており、その場所から鑑賞できる景色を詠んでいる。このような視点場からの眺めを八景や十景になぞらえた漢詩文は類例を見ない。

このことは、江戸期の同時代の漢詩文を見渡しても、類例がなく、「松屋十八景」の特徴といえる。都市景観研究の題材としてみた場合、共通の視点場から風景をとらえたことが、松屋十八景記の最大の特徴といえる。

また、「八景」「十景」に比べて景勝の個数が多い点も特徴的である。元禄期に確定している例を独立行政法人国立環境研究所⁹⁾の研究によれば、〇〇八景・〇〇十景の例は他にもあるが、十八景も詠まれている例は見られなかった。従って、松屋十八景は当時の漢詩文において

「読まれた景の多さ」でも特徴的な漢詩文と考えられる。「松屋十八景記」をもとに、描かれた18の風景(対象物)を現在の地図上にプロットしてみた(図-1)。

このうち、①⑩⑫⑬の4地点は「松屋」自身である。18景のうち、視点場となる「松屋」自身を詠んだ4つ詩を除く14の景を、「松屋十八景記」に詠んでいることがわかる。

4. 松屋十八景の対象物の地図上へのプロット

国土地理院の地図データを使用して、視点場である松屋と対象物である十八の景勝を図上にプロットする。このうち、①⑩⑫⑬の4点は松屋そのものの地点である(図-3)。

18景のうち、視点場である「松屋」を詠んだ4つの詩を除く14景を、「松屋十八景記」の対象物と位置付ける。

5. 漢詩文に詠まれた4文字詩にみる対象物の方角

「松屋十八景記」訳注稿⁹⁾をもとに、風景が読まれた場所を推定した。「松屋十八景」では、①、⑩、⑫、⑬は詩の読み解きと場所の関係から四つとも近い場所を覗ていることがわかる。従って、①、⑩、⑫、⑬は本研究で共通の視点場である。季語や風景の方角を、資料をもとに調べ、詩に規則性があるかについて検討したい。

まず、4文字詩で対象物とされるもの位置を特定し、視点場からの方角を整理してみた。図-3に表されるものから、方角の特徴を読み解いてみた。④興元晩鐘(興元寺)のように、松屋(視点場)から可視できない地点があることもわかった。

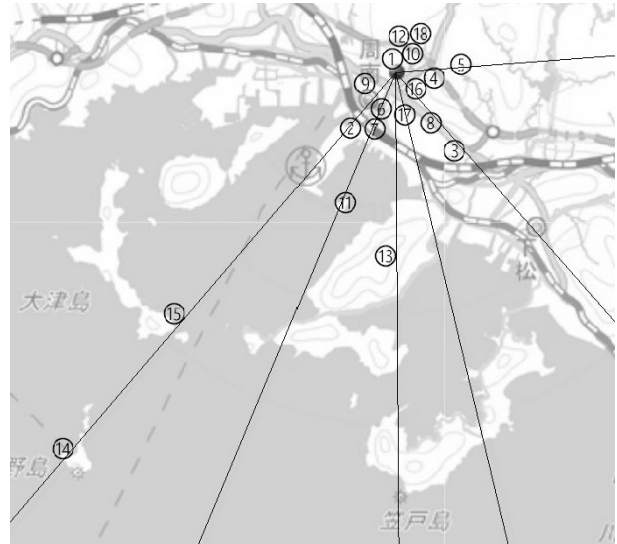


図-3 松屋十八景の対象物のプロット

表-2 前半の4文字詩を季節に分類

1 城山茂陰	2 浜崎帰帆	春
	3 泉原夕照	夏
	4 興元晩鐘	秋
	5 八坳淡雪	冬
	6 馬場桜花	春
	7 当南列松	夏
	8 大河内秋月	秋
	9 前路樵人	冬

表-3 後半の4文字詩を陸と海に分類

席上観海	相島薫風	東
	野島過雨	↓
	(海) 金崎漁舟	南
	蛇島盆石	席上
		【南東】
	(陸) 松声聞濤	席上
	福田向崖	東
	辻村炊煙	↓
	松屋対田	南

6. 漢詩文に詠まれた4文字詩にみる対象物の季節

「松屋十八景」で詠まれている「風景」の範囲は、南南西から東北東の範囲で詠まれていることが確認できた(図-3)。

詠まれている季節と、プロットしたものの範囲を区分して整理し、地図上にプロットした(図-4)。この図から、季節は春夏秋冬の順番で反時計回りに区切られていることがわかる。このことから、季節ごとに分類され

る風景は、その範囲が限定されているといえ、その季節にしか観られない、または、観ることのできない独特の風景であったといえる。

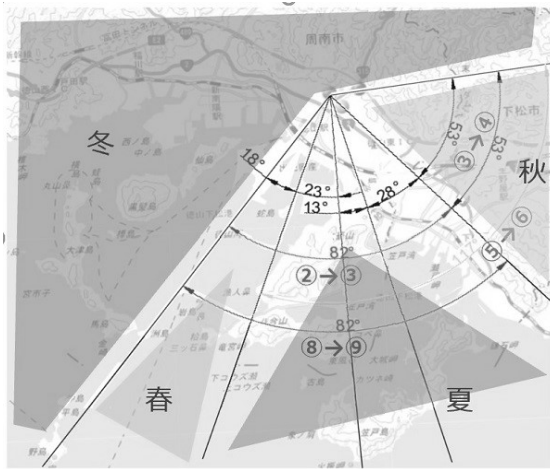


図-4 方角と季節の関係性

7. 「松屋十八景記」の配列に基づく対象物の視線誘導

「松屋十八景」の季節・陸と海に分類される詩の順番から読み取られる視線の誘導は、特に規則性は見られなかった。視点場又は視点場付近に見える景色と遠くに見える景色を交互に観ている印象を持ったが特徴的な根拠は得られていない(表-2, 表-3)。

直線上に観ていると仮定したものを省いて、視線の範囲を測定した結果が図に示されているように、41°、82°、28°の範囲で景色を追って観ていることが分かる。

また、景物と景物との角度が約20°~50°の範囲で観ていることが分かる。一つの景色に対し人間が対象物を見ている範囲として、概ね30°前後の視野で判断しているのではないかと考える。これは、人間が見えている視野(両目で72°程度)の範囲でしっかりと認識できる範囲と考えた。

8. まとめ

本稿の結論として、以下の4点をまとめる。

- 1) 「松屋十八景記」が共通の視点場からの風景を詠んでいることは、漢詩文としては特殊な例であり、通常は共通の視点場を持っていない。そのため、視点場からの風景を読み解く対象事例になりうると考えた。
- 2) 「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の方角の特徴は、南南西から東北東の範囲に広がっている。松屋から可視できない地点をも含んでいた(④興元晩鐘)。
- 3) 「松屋十八景記」の4文字詩にみる対象物の季節には、方角と季節に概ねの関係性がみられた(図-4)。

4) 「松屋十八景記」の配列に基づく対象物の視線誘導の順序については、明確な理由はわからなかったが、角度の振り方等は規則性がみられた。2稿の中で検討を深めたい。

謝辞

本研究は、令和3年度徳山高専テクノ・アカデミア事業の助成を受けた産官学連携研究会「周南地域の偉人顕彰に関わる研究会」の成果を含むものである。とくに、周南市美術博物館学芸課長、松本久美子氏には、資料提供や解釈等の助言を得た。記して謝意を表す次第である。

参考文献

- 1) 徳山名勝(1698):周南市立中央図書館, 郷土ギャラリー「徳山名勝」松屋十八景詩 pp. 9~14, 松屋十八景記 pp. 15~17
- 2) 谷本圭司(2014):「松屋十八景記」訳注稿」徳山工業高等専門学校研究紀要第38号 pp.17~30
- 3) 国立環境研究所独立行政法人 国立環境研究所「研究報告197号 Research Report from the National Institute for Environmental Studies, Japan No.197,2007 R-197-2007 八景の分布と最近の研究動向 The Distribution of and Recent Research on Hakkei(Eight Views) of Japan」, 8資料「8・1日本の八景データ A List of Japanese Hakkei 榊原映子」
- 4) 西湖十景のまわり方 最終アクセス日 2021/12/27 <https://www.shanghaiavi.com/special/5033939>
- 5) 地理院地図/GISMap/国土地理院 最終アクセス日 2021/12/28 https://maps.gsi.go.jp/index_m.html#12/34.029474/131.867867/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0fl

註1) 漢詩文とは、中国古来の漢詩のこと。日本人がそれに倣って漢字のみで作った作文のことを指す。

註2) 松屋は、徳山屋形の跡地にあたる祐綏神社の場所から徒歩数百歩という記述があるが、特定できる根拠がない。なお、亭として客を招くことができる建築物があったとすれば、ある程度の広さの平場が想定されるためこの研究では、徳山公園最奥部の高台(標高46m)を「松屋」に比定した。

註3) 「周南地域の偉人顕彰に関わる研究会」は、徳山高専の教員と、周南市美術博物館の職員、テクノ・アカデミア会員企業で「児玉源太郎顕彰会」に参加している企業により令和3年度に6回の研究会を行ってきたものである。テーマは「児玉源太郎の顕彰」に関わるものが2回、毛利元次の事績と作品(松屋十八景記と遠石記)に関わるもの4回を実施した。研究会から派生してテクノ・アカデミア特別セミナーを2回開催した。

1* 徳山高専土木建築工学科 准教授

2** 徳山高専土木建築工学科 5年生

3*** 徳山高専一般科目 准教授(専門:漢詩文, 国語教育)